

提供日 2021/10/08
タイトル 緊急事態措置に係る飲食店への協力金第1期の申請受付の終了及び第2期の申請期間
担当 危機管理部 危機対策課
連絡先 危機対策課
TEL 054-221-3594



緊急事態措置に係る飲食店への協力金について

- ・ 第1期の申請受付が間もなく終了（10/12まで）
- ・ 第2期の申請期間は 10/1 から10/31まで

新型コロナウイルス感染拡大防止のための、緊急事態措置における飲食店等への休業及び営業時間の短縮要請に係る協力金（第1期）の申請受付が間もなく終了します。

また、協力金（第2期）の申請受付も現在行っているため御案内します。

○申請受付期間

	緊急事態措置（第1期）	緊急事態措置（第2期）
要請期間	令和3年8月20日（金）から 令和3年9月12日（日）まで	令和3年9月13日（月）から 令和3年9月30日（木）まで
申請期間	令和3年9月13日（月）から 令和3年10月12日（火）まで	令和3年10月1日（金）から 令和3年10月31日（日）まで

○要請内容

【休業要請】

酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等

【営業時間の短縮要請】

酒類及びカラオケ設備を提供しない飲食店等
（営業時間：朝5時から20時までの営業）

○申請方法

書面又は電子により申請してください。

【郵送先】

〒420-0857 静岡市葵区御幸町8-1 JADEビル3階
静岡県休業・時短要請協力金 事務局 宛て

【電子申請】

静岡県ホームページ「新型コロナウイルス感染症関連情報」から、以下のバナーを選択してください。

- ・ 第1期 緊急事態措置に伴う休業要請・営業時間の短縮要請等
- ・ 第2期 緊急事態措置の延長に伴う休業要請・営業時間の短縮要請等

○問合せ先

静岡県休業・営業時間短縮要請コールセンター TEL：050-5211-6111